

平成27年12月7日

答申第638号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「直近の車通勤の管理方法、車通勤の届者数（放送局別）」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、「車通勤の管理方法」は文書が存在しないため、「車通勤の届者数（放送局別）」はとりまとめていないため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、自家用自動車を通勤に使用する際の管理規定に係る文書および自家用自動車を通勤に使用することを届け出た人数を放送局ごとに取りまとめた文書と解するが、いずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年12月7日（第229回審議委員会）

第652号諮問、審議、答申